

消 防 災 第 3 3 5 号  
平成19年9月18日

各都道府県消防防災主管部長 様

消防庁国民保護・防災部防災課長

緊急地震速報の消防機関に対する周知・広報の徹底について

既に貴都道府県知事あてに「緊急地震速報の消防機関に対する周知・広報等について(平成19年7月5日付け消防災第255号)」によりお知らせしている通り、気象庁は、来月1日より、緊急地震速報の一般への提供を開始する予定です。

緊急地震速報は、それにより主要動(大きな揺れ)が到達する前に身の安全を図る等の適切な対策をとることができれば、地震被害の大幅な防止・軽減が可能となるものであり、地震発生時に災害応急対応を実施する消防職員及び消防団員への十分な周知が必要です。

また、今後は、住民からの問合せ等が増えることも予想され、日頃から防災知識の普及・指導を行っている消防職員及び消防団員には、正確な知識が必要となります。

しかしながら、いまだ所属する消防職員及び消防団員に対する周知・広報を実施していない消防機関もあるものと思われますので、貴都道府県におかれましては、この際、緊急地震速報について、その一般への提供が開始される来月1日までに、貴都道府県管内の消防機関に所属する消防職員及び消防団員への周知がなされるようお願いいたします。

**【連絡先】**

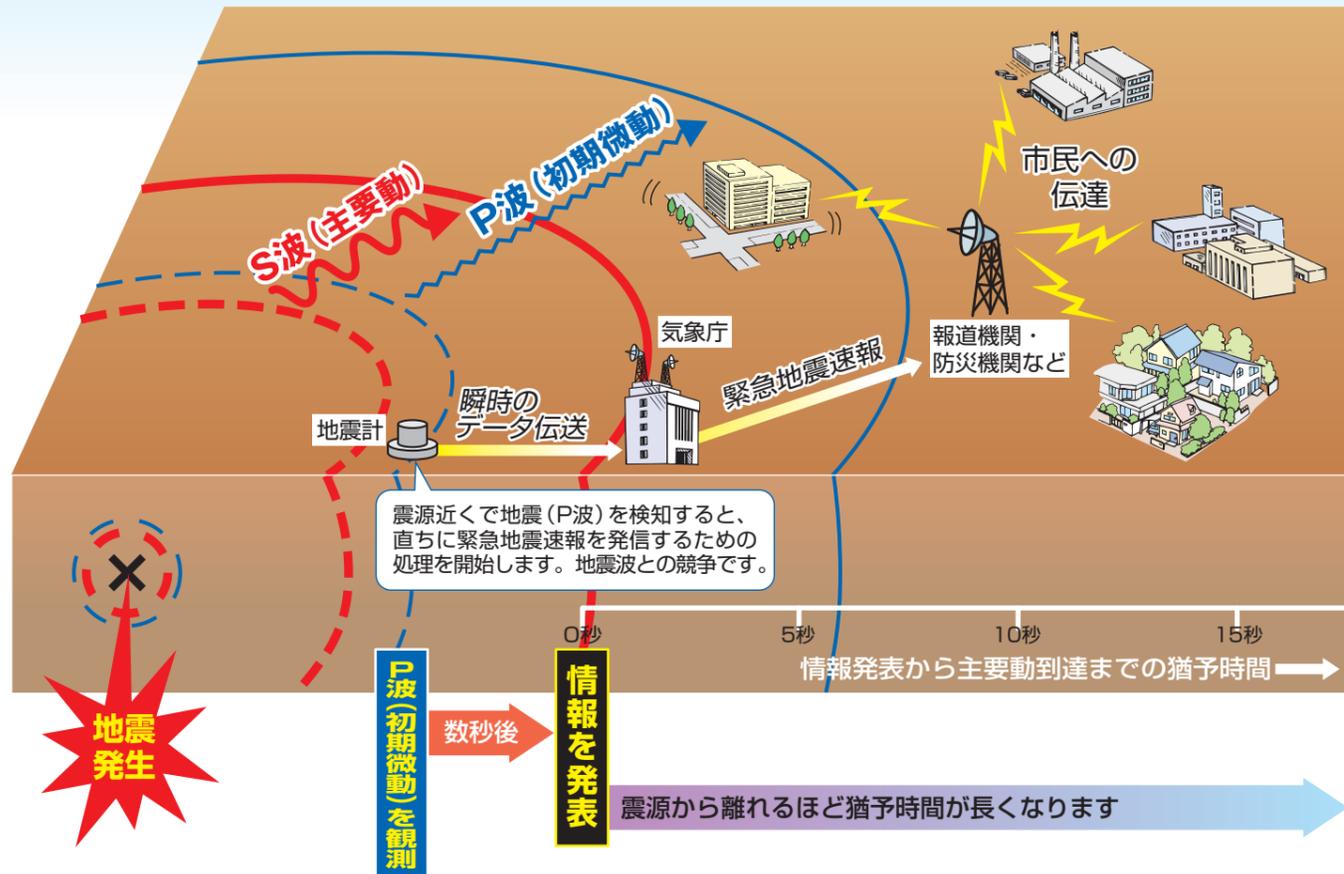
消防庁国民保護・防災部防災課  
中地、嶋田

電 話 03 - 5253 - 7525

F A X 03 - 5253 - 7535

# 緊急地震速報のしくみ

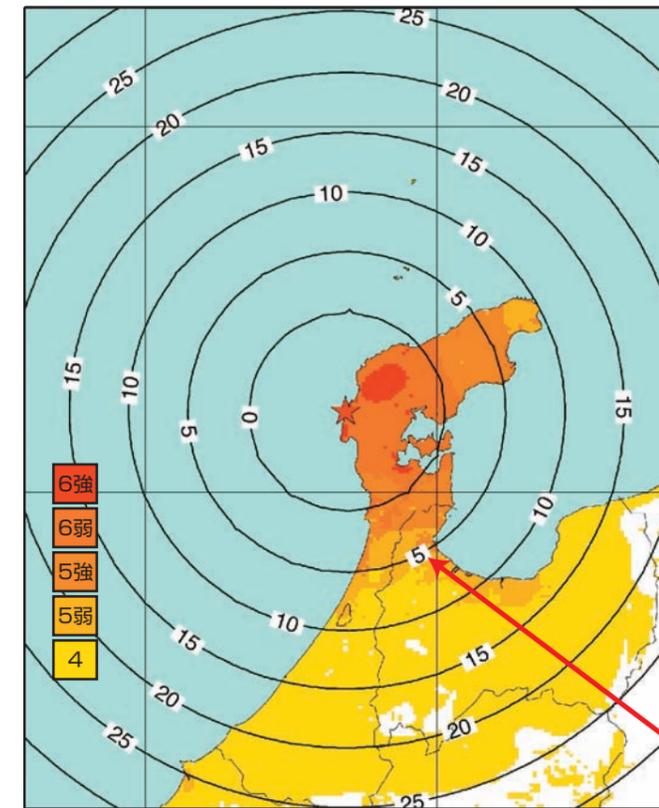
緊急地震速報は、最大震度5弱以上と推定した地震の際に、強い揺れ（震度4以上）の地域の名前を強い揺れが来る前にお知らせするものです



- 「緊急地震速報」は、震源近くで地震（P波、初期微動）をキャッチし、位置、規模、想定される揺れの強さを自動計算します  
地震による強い揺れ（S波、主要動）が始まる数秒～数十秒前に、素早くお知らせします
- ただし、震源に近い地域では、「緊急地震速報」が強い揺れに間に合わないことがあります

# 緊急地震速報

## 10月スタート



緊急地震速報は、地震による強い揺れを事前にお知らせすることを目指す新しい情報で今年10月1日から提供を開始する予定です

平成19年  
国土交通省  
気象庁

「緊急地震速報」についてのお問い合わせ先  
気象庁地震火山部管理課  
〒100-8122 東京都千代田区大手町1丁目3番4号  
電話：(03) 3212-8341 (代表)  
気象庁ホームページ <http://www.jma.go.jp/>  
緊急地震速報について  
<http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/EEW/kaisetsu/index.html>

※緊急地震速報は、独立行政法人防災科学技術研究所による技術開発の成果と、財団法人鉄道総合技術研究所と気象庁による共同技術開発の成果により、可能となりました。



**家庭では** 頭を保護し丈夫な机の下などに隠れる  
あわてて外へ飛び出さない



**人がおおぜいいる施設では**  
係員の指示に従う  
落ちついて行動  
あわてて出口に走り出さない



**自動車運転中は**  
あわててブレーキをかけない  
ハザードランプを点灯し、  
揺れを感じたらゆっくり停止



## 緊急地震速報「利用の心得」

**周囲の状況に応じて  
あわてずに  
まず身の安全を確保する!**

緊急地震速報は見聞きしてから、強い揺れが来るまでの時間が数秒から数十秒しかありません  
その短い間に身を守るための行動を取る必要があります

**屋外(街)では**  
ブロック塀の倒壊等に注意  
看板や割れたガラスの落下に  
注意し、ビルのそばから離れる



**鉄道・バス乗車中は**  
つり革、手すりに  
しっかりつかまる



**エレベーターでは**  
最寄りの階で  
停止させすぐに  
降りる



**山やがけ付近では**  
落石やがけ崩れに注意

